

30—02 P U D T

一事不再理

1. 一事不再理

次に掲げる審判の審決が確定（→[46—00](#)）したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判（この節 [30—02](#) において「同一審判」という。）を請求することができない（[特 § 167](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

- (1) 無効審判
- (2) 延長登録無効審判
- (3) 商標登録取消審判

この規定をおいた理由は、同一の事実及び同一の証拠に基づく 2 個以上の矛盾する確定審決の発生を防止すると同時に、乱訴を防いで同一審判について同じ手続を繰り返す煩わしさを免れさせようとするものである。

この一事不再理の効力は確定審決の効力の一つである。

一方、審判に関与していない者にまで確定審決の効力が及ぶとすることは、民事訴訟の例と比較した結果、妥当でないため、第三者については同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる（※）。

※第三者にまで効力が及ぶことについては、第三者の審判で争う権利を制限することは不合理であるとの指摘があり、この点、民事訴訟において判決の効果が第三者にも拡張される場合との対比によっても、その妥当性が認められないことなどから、平成 23 年の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）において第三者効が廃止された（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕）。

2. 同一審判の定義

同一審判とは、請求の趣旨が同一である審判、言い換えれば請求の趣旨の対象となっている権利が同一であり、かつ種類が同じである審判と解される。

3. 同一の事実、同一の証拠

(1) 同一の事実

同一の事実とは、無効、取消審判において無効、取消事由として主張する事実が同一であることをいう(東高判昭 44.6.28 (昭 39 (行ケ) 161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件)、東高判昭 54.2.28 (昭 46 (行ケ) 128 号、「ダクト等の素板端辺におけるハゼ形成装置」事件))。

例えば、確定審決が、本件考案が刊行物記載の考案と同一であるとの請求理由についてされたものであるのに対し、本件考案が同じ刊行物記載の考案からきわめて容易に考案をすることができたものであるという請求理由による審判の請求は、異なる事実に基づく審判の請求とされる(昭 45 審 3957 号 (昭 50.4.2、「金属編籠の縁編組装置」事件))。

(2) 同一の証拠

同一の証拠とは、同一性のある証拠の意味である。

証拠自体が異なっても、内容が実質的に同一である場合には同一の証拠と解した裁判例(後掲裁判例①、知財高判令 2.6.11 (令 1 (行ケ) 10077 号、「平底幅広浚渫用グラブバケット」事件)、同旨大判大 9.10.19 (大 8 (オ) 184 号))がある。

また、同一刊行物であっても、引用部分を異にし、立証しようとする技術内容が異なる場合には同一の証拠であるとはいえない(東高判昭 44.6.28 (昭 39 (行ケ) 161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件))。

なお、[特 § 167](#) に関する審決又は裁判例のうち、後の無効審判請求で初めて提出された証拠を新証拠と認めなかったものがある(後掲裁判例②、③)。

4. 同時係属の他の審判事件に対する適用

[特 § 167](#) の規定の趣旨は、ある特許につき無効審判請求が成り立たない旨の

審決（請求不成立審決）が確定した後に新たに上記無効審判請求におけるのと同じ事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求をすることが許されないとするものであるので、請求不成立審決の確定時点（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日よりも前である場合は、確定審決の登録時点（最一小判平 12.1.27（平 7（行ツ）105 号、「クロム酸鉛顔料およびその製法」事件）））において既に係属している無効審判請求に対し[特 § 167](#)の規定は適用しない。

5. 確定審決が却下の審決である場合

[特 § 167](#)の規定は、審判請求人の提出した一定の事実並びに証拠をしん酌して特許の効力その他同条所定の事項に関する審判請求の実体につき審理を遂げたのち審判されたことを前提（→1.）として適用されるべきものであるから、審判請求がその他の理由例えば利害関係人でない者の提起にかかわるとの理由で排斥（却下）されたような場合には、前示法条の適用はないと解すべきであるとした裁判例（大判昭 5.12.24（昭 5（オ）693 号、「扱齒製造機」事件））がある。

6. 請求人適格とその一事不再理

請求人適格としての利害関係なしとの理由をもってされた審判請求却下の審決が確定したとき（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日よりも前である場合は、確定審決の登録があったとき）は、請求人適格としての利害関係に関し同一の事実を主張し、かつ同一の証拠を提出して同一審判を請求することはできないとされた裁判例（大判昭 17.11.10（昭 17（オ）187 号、「液體トワストノ接觸ヲ爲サシムル装置」事件））がある。

7. 判定の一事不再理

判定には一事不再理の適用はない（→[58—03](#)の 1.（6））。

8. 特許（商標登録）異議の申立ての一事不再理

特許（商標登録）異議の申立てには一事不再理の適用はない。

9. 繰り返し請求される無効審判事件への対応

ほぼ同一の無効理由によって先の審決と異なる判断を求めることは、信義則の観点からも不適切である。よって、合議体は、先の審決と矛盾した判断を行わないよう、一事不再理とすべきとまでは言えない場合（例えば、先の審判の確定前に同一内容の無効審判の請求があったとき又は確定後にほぼ同一の無効理由の審判請求があったときなど）であっても、先の審決とほぼ同一の論理構成で結論を導けるものに対する審理は、先の審理結果を踏まえて行う。その際、口頭審理を行わずに書面審理とするなど、当事者の負担に配慮し効率的審理指揮を行うことが望ましい。

先の審判の審決確定前に請求されたものについては、信義則に関して、原告が既に先行事件において無効理由として主張し、先行事件審決及び先行訴訟判決で退けられた主張について、本件無効審判の請求が先行事件審決（先行事件判決）の確定前になされたものであり、[特 § 167](#) が定める効力が本件無効審判に及ばないとしても、これを奇貨として、先行事件におけるのと同様の主張を（本件審決の取消事由として）本件訴訟において行うことは、実質的に前訴の蒸し返しに当たり、訴訟上の信義則に反するものとして許されないとした裁判例（知財高判平 30.6.19（平 29（行ケ）10153 号、「熱間プレス用めっき鋼板」事件））がある。

なお、本件審判請求における請求の理由が先の確定審決において判断された請求の理由に対して要旨を変更するものとなっている場合には（→[51—16](#)）、先の審判において主張・立証が尽くされたものを蒸し返すものではないから、信義則の問題は生じない。

同一の事実及び同一の証拠に関する裁判例

内容	関連項目
<p>① 知財高判平 26. 3. 13(平 25 (行ケ) 10226 号、「KAMU I」事件)</p> <p>無効審判請求においては、「同一の事実」とは、同一の無効理由に係る主張事実を指し、「同一の証拠」とは、当該主張事実を根拠づけるための実質的に同一の証拠を指すものと解するのが相当である。そして、同一の事実(同一の立証命題)を根拠づけるための証拠である以上、証拠方法が相違することは、直ちには、証拠の実質的同一性を否定する理由にはならないと解すべきである。このような理解は、平成 23 年法律第 63 号による特許法 167 条の改正により、確定審決の第三者効を廃止することとし、他方で当事者間(参加人を含む。)においては、紛争の一回的解決を実現させた趣旨に、最も良く合致するものというべきである。</p>	3. (2)
<p>② 知財高判平 18. 4. 11 (平 17 (行ケ) 10467 号、「包装」事件)</p> <p>本件審判請求において、原告が確定した先の審決と「同一の事実」に基づく主張をしている以上、特許法 167 条に反しないのは、それが新たな証拠に基づくときに限られる。ここにいう新たな証拠とは、被告特許の無効理由を立証するための証拠であって、先の審判請求におけるものとは実質的に異なるものをいう。・・・しかし、甲第 8 ないし第 10 号証(審判甲 7 ないし 9)は、先の審決の判断の誤りを指摘し、立証するために提出するものであり、被告特許の明細書に物を作る方法が記載されていないことを立証するためではないと、原告自身が主張している。・・・そもそも、審決の取消事由を立証するための証拠は、当該審決に対する取消訴訟を提起して、その訴訟において提出すべきであって、審決が確定した後に、先の審判請求の請求人(原告)が同じ特許について再度の無効</p>	3. (2)

<p>審判請求をして、既に確定した審決の取消事由を立証するための証拠を提出することは、特許法167条の趣旨に照らして許されないと解される。</p>	
<p>③ 東高判平 16.3.23 (平 15 (行ケ) 43 号、「金属触媒担体を膠着しろう付けする方法」事件)</p> <p>本件無効審判請求が先の無効審判請求と同一の証拠に基づくものであるかをみるに、先の無効審判において審判請求人(原告)の主張が排斥された争点は、審判甲第1号証、第2号証及び第3号証に記載されているところから導かれる公知技術との対比における「本件発明の構成Cの容易想到性」である。審決は、「二つの部材を接着する際に、必要に応じて任意の形状の接着領域で部分的に接着することがあることは、当業者のみならず、一般に慣用されている」との事実を認定しており、そこに誤りがあると認めることはできないのであって、先の無効審判では、上記対比において勘案されるべき一般慣用技術の有無も、審理の対象となって、当該公知技術からの容易推考性の有無が審理され、判断されたと認めるべきであり、そのような一般技術常識を証明すべき証拠のないことも、審理の結果判断されたというべきである。したがって、上記一般技術常識を証明すべき証拠を、前記同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない審判甲第5号証及び審判甲第6号証を新たな証拠とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。</p>	3.(2)
<p>④ 知財高判平 28.9.28 (平 27 (行ケ) 10260 号、「ロータリーディスクタンブラー錠及び錠」事件)</p> <p>ア 特許法167条・・・の趣旨は、排他的独占的権利である特許権(同法68条)の有効性について複数の異なる判断が下されるという事態及び紛争の蒸し返しが生じないように特許無効審判の一</p>	3.(1)及び(2)

<p>回的紛争解決を図るために、当事者及び参加人に対して一事不再理効を及ぼすものと解される。</p> <p>先の特許無効審判の当事者及び参加人は、同審判手続において無効理由の存否につき攻撃防御をし、また、特許無効審判の審決の取消訴訟が提起された場合には、同訴訟手続において当該審決の取消事由の存否につき攻撃防御をする機会を与えられていたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」について狭義に解するのは、紛争の蒸し返し防止の観点から相当ではない。</p> <p>イ この点に関し、平成23年法律第63号による改正前の特許法167条においては、一事不再理効の及ぶ範囲が「何人も」とされており、先の審判に全く関与していない第三者による審判請求の権利まで制限するものであったことから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義を拡張的に解釈することについては、第三者との関係で問題があったということが出来る。しかし、上記改正によって第三者効が廃止され、一事不再理効の及ぶ範囲が先の審判の手続に関与して主張立証を尽くすことができた当事者及び参加人に限定されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義については、前記アのとおり、特許無効審判の一次的紛争解決を図るという趣旨をより重視して解するのが相当である。</p>	
<p>⑤ 知財高判平 27.8.26（平 26（行ケ）10235号、「洗淨剤組成物」事件）</p> <p>特許発明が出願時における公知技術から容易想到であったというためには、当該特許発明と、対比する対象である引用例（主引用例）に記載された発明（主引用発明）とを対比して、当該特許発明と主引用発明との一致点及び相違点を認定した上で、当業者が主引用発明に他の公知技術又は周知技術とを組み合わせることによって、主引用発明と、相違点に係る他の公知技術又は周知技術の構成を組み合わせることが、当業者において容易に想到することができたことを示すことが必要である。そして、特許発明と対比する対象</p>	<p>3.(1) 及び(2)</p>

である主引用例に記載された主引用発明が異なれば、特許発明との一致点及び相違点の認定が異なることになり、これに基づいて行われる容易想到性の判断の内容も異なることになるのであるから、主引用発明が異なれば、無効理由も異なることは当然である。

(中略)

また、主引用例は、特許発明の出願時における公知技術を示すものであればよいのであるから、甲1文献のように出願時における周知技術を示す文献であっても、主引用例になり得ることも明らかであり、これを主引用例たり得ないとする理由はない。さらに、主引用発明が同一であったとしても、主引用発明に組み合わせる公知技術又は周知技術が実質的に異なれば、発明の容易想到性の判断における具体的な論理構成が異なることとなるのであるから、これによっても無効理由は異なるものとなる。

よって、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法167条にいう

「同一の事実及び同一の証拠」に基づく審判請求ということはない。

(改訂 R5.3)